



佐久市家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を交付します！！



○給付対象者

国家賃支援給付金の給付を受けた中小法人または、個人事業者

○要件

上記給付対象者で、以下の要件をすべて満たすこと。

・市内に事業所があり、引き続き事業継続の意思がある者

※市外に本社があっても、市内に営業所等があれば対象となります。

・佐久市暴力団排除条例（平成24年佐久市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員を役員とするもの、及び暴力団員と密接な関係を有するものでない者

○給付金額

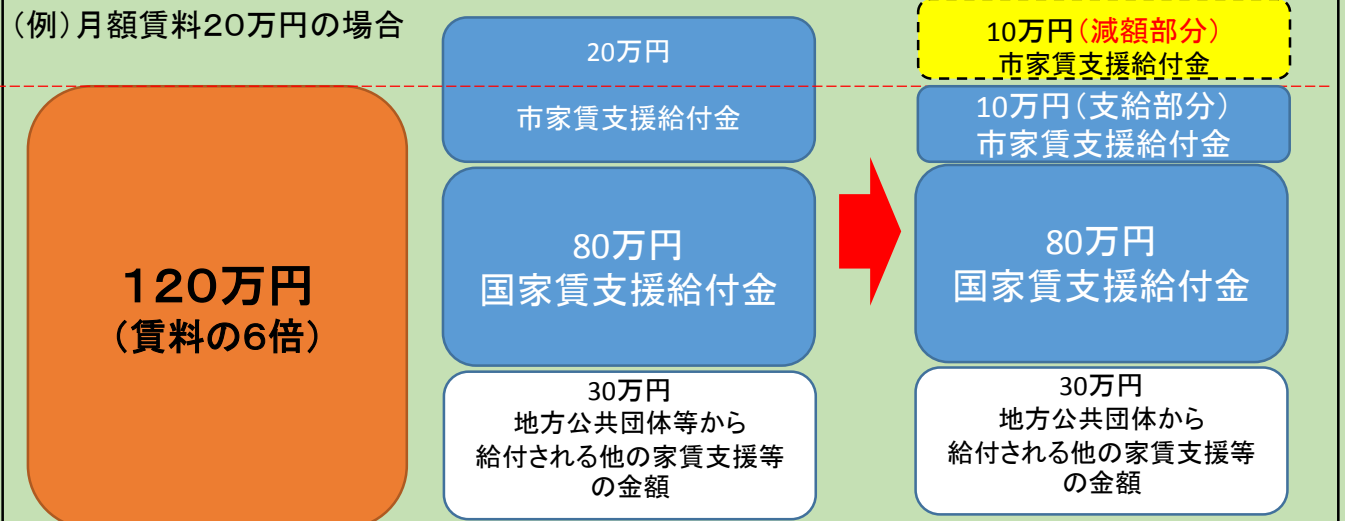
国家賃支援給付金額の4分の1以内

・ 上限 中小法人等150万円 個人事業者等75万円

※令和2年1月～12月までの間において、他の家賃支援等を受けている事業者については、給付金額を減額することがあります。

減額のイメージ

(例) 月額賃料20万円の場合





○給付金の申請期間

令和2年7月14日から令和3年3月22日

※申請期間を延長しました。ただし、予算額に達した時点で終了する場合がございますのでご了承ください。

○申請方法

以下の書類を郵送で申請してください。窓口でも受付できますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送での提出にご協力をお願いします。

※郵便物が追跡できる方法でお願いします。

郵送先：〒385-0051 佐久市中込3056番地

佐久市役所経済部商工振興課 佐久市家賃支援給付金担当あて

書類

- ・佐久市家賃支援給付金交付申請書(様式第1号)
- ・佐久市家賃支援給付金の申請に係る誓約書(様式第2号)
- ・佐久市家賃支援給付金交付請求書(様式第3号)
- ・国家賃支援金の給付を受けたことを証する書類

(支援金支給決定通知書の写し、通帳の写し、インターネットバンキングの画面を印刷したものなどいずれか1点)

○お問い合わせ

佐久市経済部商工振興課 62-3265(直通)

